

添付法令資料 3 :

商標審判委員会に対する審判の請求、審査及び終結の手續に関する
2019 年 12 月 30 日付インドネシア共和国政令 No.90 (目次)
同月 31 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 審判委員会の組織構成、職務及び機能
 - 第 1 節 組織構成 (第 2 条ないし第 7 条)
 - 第 2 節 職務及び機能 (第 8 条ないし第 10 条)
- 第 3 章 審判の請求、審査及び終結の手續
 - 第 1 節 審判請求の要件及び手續 (第 11 条ないし第 14 条)
 - 第 2 節 審査
 - 第 1 款 通則 (第 15 条)
 - 第 2 款 方式審査 (第 16 条ないし第 18 条)
 - 第 3 款 審判請求の取下げ (第 19 条)
 - 第 4 款 実体審査 (第 20 条ないし第 22 条)
 - 第 3 節 審判請求の終結 (第 23 条ないし第 30 条)
- 第 4 章 商標抹消の勧告手續 (第 31 条ないし第 33 条)
- 第 5 章 資金 (第 34 条及び第 35 条)
- 第 6 章 経過規定 (第 36 条)
- 第 7 章 終則 (第 37 条ないし第 39 条)